

糸島市次期ごみ処理施設整備基本計画策定他業務 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

糸島市クリーンセンターは、令和16年度に築35年を迎え、施設及び設備の老朽化に伴う建て替えが必要となることから、令和17年4月から稼働させる新たなごみ処理施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設）を建設するにあたり、計画の策定及び調査を実施するものである。

本業務の委託に際しては、専門的な知識及び経験に基づき、柔軟かつ高度な技術力をもって総合的に支援が可能な事業者の選定が必要であることから、価格のみならず専門性・実績・技術力等を考慮するため、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）による公募を行う。この実施要領は、最適な事業者を選定するための必要な事項を定めるものである。

2 委託業務概要

- ① 業務名 糸島市次期ごみ処理施設整備基本計画策定他業務
- ② 業務概要
 - ア 次期ごみ処理施設整備基本計画策定業務
 - イ PFI等導入可能性調査業務
 - ウ 生活環境影響調査業務
 - エ 自然環境影響調査業務
 - オ 測量調査業務
 - カ 地質調査業務
- ③ 業務内容 糸島市次期ごみ処理施設整備基本計画策定他業務仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおり
- ④ 履行期間 契約締結の日から令和11年2月28日まで
- ⑤ 履行場所 糸島市クリーンセンター

3 見積金額の限度額等

（1）本業務の見積金額の限度額

金198,336,000円（消費税及び地方消費税含む）

【年度別限度額】 令和8年度 金105,243,000円（消費税及び地方消費税含む）

令和9年度 金82,181,000円（消費税及び地方消費税含む）

令和10年度 金10,912,000円（消費税及び地方消費税含む）

※限度額は、提案にあたっての上限の額であり、契約額を示すものではないことに留意すること。

※契約額は、受託候補者の提案見積金額を踏まえて、本市と受託候補者との協議により限度額の範囲内で決定する。

※各年度の予算が減額又は削除された場合は、契約額が変更となる場合があることに留意すること。

（2）支払い要件

委託料の支払いは、各年度の業務が完了し、履行確認を行った後に各年度の委託料の支払いを行う。

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者（以下「参加者」という。）は、次の①から⑨までの要件をすべて満たす者とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしていないこと。
- ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。
- ④ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- ⑤ 法人税、消費税及び地方消費税、糸島市税に滞納がない者であること。
- ⑥ 糸島市暴力団排除条例（平成22年条例第200号）に掲げる暴力団及び暴力団員でない者又は暴力団及び暴力団員との関係を有しない者
- ⑦ プロポーザル参加申込書の提出期限から業務委託候補者決定の日までの間、国及び地方公共団体において、業務等に関し指名停止措置を受けていないこと。
- ⑧ 平成28年度から令和7年度までに地方公共団体等が発注した次の同種業務アからウまでのすべてでそれぞれ元請として受託した実績を有する者であること。なお、実績は、発電設備を有するものかつ施設規模が100トン/日以上のものであること。

同種業務ア エネルギー回収型廃棄物処理施設に係る施設整備基本計画策定業務

同種業務イ エネルギー回収型廃棄物処理施設に係るPFI等導入可能性調査業務

同種業務ウ エネルギー回収型廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査業務

- ⑨ 直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を次の技術者アからウまでのすべてに配置できる者であること。

技術者ア 管理技術者 1名

技術者イ 照査技術者 1名

技術者ウ 担当技術者 次のアからカまでのすべてに1名以上

業務ア 次期ごみ処理施設整備基本計画策定業務

業務イ PFI等導入可能性調査業務

業務ウ 生活環境影響調査業務

業務エ 自然環境影響調査業務

業務オ 測量調査業務

業務カ 地質調査業務

※技術者ア、イ及びウは兼ねることはできない。

※技術者ウの業務ア及びイ、業務ウ及びエ、業務オ及びカは兼ねることができる。

※技術者ア及びイは、技術士（部門：衛生工学、選択科目：廃棄物・資源循環、廃棄物管理、廃棄物管理計画のいずれか）の資格を有し、かつ、上記⑧の期間において同種業務アで同種の技術者としての実績を有する者であること。

※技術者ウの業務ア及びイは、技術士（部門：衛生工学、選択科目：廃棄物・資源循環、廃棄物管理、廃棄物管理計画のいずれか）の資格を有し、かつ、上記⑧の期間において同種業務ア及びイで同種の技術者としての実績を有する者であること。

※技術者ウの業務ウ及びエは、技術士（部門：環境、選択科目：環境影響評価、部門：建設、選択科目：建設環境）の資格を有し、かつ、上記⑧の期間において同種業務ウで同種の技術者としての実績を有する者であること。

※技術者ウの業務オ及びカは、上記⑧の期間において同種の技術者としての実績を有する者であること。

5 実施スケジュール

内 容	日 程
実施要領公表、公募開始	令和8年7月14日（火）
質問書受付期限	令和8年7月21日（火）17時必着
参加申込書受付期限	令和8年7月28日（火）17時必着
参加資格審査結果通知	令和8年8月4日（火）まで
企画提案書提出期限	令和8年8月10日（月）17時必着
プレゼンテーション実施通知	令和8年8月18日（火）まで
プレゼンテーション実施	令和8年8月下旬（予定）
受託候補者決定	令和8年8月下旬（予定）
受託候補者公表、結果通知	令和8年8月下旬（予定）
契約協議、契約締結	令和8年9月上旬（予定）

6 提出書類の取得

本市ホームページ「糸島市次期ごみ処理施設整備基本計画策定他業務に係る公募型プロポーザルの実施について」より取得すること。

7 質問書の提出及び回答

本業務に係る説明会は開催しない。質問がある場合は、質問書（様式5）を提出すること。

- ① 質問書受付期限 令和8年7月21日（火）17時必着
- ② 提 出 方 法 電子メールで送信後、速やかに電話連絡を行うこと。なお、電話又は口頭による質問は受け付けない。
- ③ 回 答 随時、電子メールにて質問者へ回答を行う。あわせて、本市ホームページにおいて質問者を匿名にして公表する。

8 参加申込書類の提出

（1）提出書類

提出書類は、次の①から⑧までとし、各1部提出すること。なお、提出期限以降における書類の差し替え又は再提出は認めない。

- ① 参加申込書（様式1）
- ② 会社概要書（様式2）
- ③ 業務実績書（様式3）及び証明書類（テクリスの写し等）
- ④ 技術者配置書（様式4）及び証明書類（技術士登録証の写し等）
- ⑤ 商業登記の現在事項全部証明書
※申込日から3か月前までの日以内に発行されたもの。複写でも可。
※インターネットで取得した照会番号付き登記情報も可。
- ⑥ 貸借対照表・損益計算書（直近2年分）
- ⑦ 法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書
- ⑧ 糸島市税（法人市民税、固定資産税、軽自動車税）の滞納がないことの証明書
※申込日から3か月前までの日以内に発行されたもの。複写でも可。
※課税がない場合も提出すること。

(2) 提出方法

糸島市クリーンセンターへ持参又は郵送すること。なお、郵送する際は、配達記録が確認できる方法で送付すること。

(3) 提出期限

令和8年7月28日(火) 17時必着

※持参する場合は、土・日曜日及び祝日法に規定する休日を除く8時30分～17時まで。

9 参加資格の審査

参加申込書を提出した者について、参加資格を有する者であるかの審査を行い、その結果について、令和8年8月4日(火)までに参加資格審査結果通知書によって通知する。

参加申込書の提出後に、参加を辞退する場合は、参加辞退書(様式6)を提出すること。

10 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

提出書類は、次の①及び②とし、各6部(正本1部、副本5部)提出すること。なお、提出期限以降における書類の差し替え又は再提出は認めない。

① 企画提案書(「11 企画提案書の作成要領」に沿って作成すること。)

② 見積書(「12 見積書及び見積内訳書の作成要領」に沿って作成すること。)

(2) 提出方法

糸島市クリーンセンターへ持参又は郵送すること。なお、郵送する際は、配達記録が確認できる方法で送付すること。

(3) 提出期限

令和8年8月10日(月) 17時必着

※持参する場合は、土・日曜日及び祝日法に規定する休日を除く8時30分～17時まで。

※提出期限までに提出がない場合は、辞退したものとみなす。

11 企画提案書の作成要領

(1) 企画提案書作成の注意事項

① 企画提案は、1者につき1案とし、仕様書の内容を踏まえ提案内容はすべて企画提案書に記述すること。

② 企画提案書には表紙をつけ、表題として「糸島市次期ごみ処理施設整備基本計画策定他業務提案書」と記載すること。

③ 企画提案書は、正本1部、副本5部を作成し、それぞれフラットファイルに綴じること。
なお、正本の表紙には社名を記載し、副本の表紙には社名が特定できる表記をしないこと。また、正本がカラーの場合は、副本もカラーとすること。

④ 企画提案書の体裁は、A4版縦、横書き、左綴じとする。なお、A3版横、横書き、左綴じを添付する場合は、A4版に折り込むこと。

⑤ 企画提案書の印刷は、両面印刷とし、ページ番号を付すこと。なお、表紙、目次はページ数に含まない。

- ⑥ 企画提案書の文字サイズは、10ポイント以上とする。
- ⑦ 企画提案書の本文は、簡潔かつ明瞭に記述し、専門知識を有しない者でも理解できるよう分かりやすい表現とすること。

(2) 企画提案書の必要記載事項

企画提案書には、次の①から③までを必ず記載すること。

- ① 特定テーマ1 業務全体の進め方及び効率的な執行体制（スケジュール管理・各調査との連携等）
- ② 特定テーマ2 施設基本計画策定及びPFI等導入可能性調査業務における課題と解決策
- ③ 特定テーマ3 生活環境影響調査及び自然環境影響調査における課題と解決策

12 見積書及び見積内訳書の作成要領

- ① 見積書は、3年間の合計で作成し、各年度の見積金額が分かるようにすること。
- ② 見積金額は、限度額内で提案を行うこと。なお、限度額を超えている場合は、審査の対象としない。
- ③ 見積内訳書は、見積金額の詳細について内訳が分かるようにし、その内容は企画提案書の内容と相違がないようにすること。
- ④ 見積書及び見積内訳書は、正本1部、副本5部を作成し、企画提案書とあわせてフラットファイルに綴じること。なお、正本の表紙には社名を記載し、副本の表紙には社名が特定できる表記をしないこと。

13 審査に関すること

(1) 審査概要

書類による審査で4者選定し、4名で構成する糸島市次期ごみ処理施設整備基本計画策定他業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）がプレゼンテーションによる審査を行い、受託候補者を選定する。

(2) 書類による審査

評価基準（別表1及び別表2）に基づく審査を行い、評価の合計得点が高い4者でプレゼンテーションによる審査を実施する。

(3) 書類による審査結果の通知

プレゼンテーションによる審査の参加資格を有しない者については、令和8年8月10日(月)までに参加資格審査結果通知書によって通知する。

(4) プレゼンテーションによる審査

選定委員会は、プレゼンテーションにより評価基準（別表3）に基づく審査を行い、書類による審査の評価との合計得点が最も高い参加者を受託候補者として選定する。

合計得点が同点となる提案者が2者以上あるときは、選定委員会の協議により順位を決定する。ただし、審査にあたっては最低水準を満点の6割とし、最低水準未満の得点の場合は受託候補者の対象としない。このため、提案者が1者の場合でも審査を行う。

- ① 場 所 糸島市役所会議室
- ② 日 時 令和8年8月下旬（予定）
※場所・日時は、令和8年8月18日（火）までに電子メールで通知する。
- ③ 時間配分 1者あたり、30分以内（プレゼンテーション20分、質疑10分）
- ④ 出 席 者 3人以内とする。
- ⑤ そ の 他 ア プレゼンテーションは非公開とする。
イ プレゼンテーションの順番は、企画提案書の提出順とする。
ウ プレゼンテーションは、企画提案書に基づき行うこと。
エ 企画提案書に記載されていない内容は、審査の対象としない。
オ プレゼンテーションは、書面による資料及び口頭により行う。
カ プロポーザルを辞退する場合は、参加辞退書（様式6）を提出すること。

（５）プレゼンテーションによる審査結果の通知

- ① 審査結果は、プレゼンテーション参加者すべてに令和8年8月下旬（予定）に書面で通知する。なお、審査結果についての異議及び問い合わせは一切受け付けない。
- ② 審査結果は、本市ホームページで公表する。

14 契約に関すること

（１）契約の締結

受託候補者選定後、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約に向けた協議を行い、協議が整い次第、契約を締結する。

（２）仕様書の確定

仕様書は、協議により確定する。

（３）契約書

契約書は、本市が準備するものを使用する。

（４）契約保証金

契約締結にあたっては、糸島市契約事務規則（平成22年規則第60号）第23条の規定に基づく契約保証金を納付すること。

（５）契約に要する費用

契約に要する費用は、全て受託者の負担とするものとする。

（６）次順位者との交渉

受託候補者が契約を締結できない事由が発生した場合又は協議が整わない場合には、審査において次順位となった者と交渉を行う。

15 その他の留意事項

- ① 本プロポーザルの参加に要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- ② 提出書類は返却しない。

- ③ 企画提案書は、本市の許可なく公表又は使用してはならない。また、受託者となった場合、業務実績として本市の名前を挙げることは可能であるが、仕様書の公開等業務内容の詳細は、本市の許可なく開示できないものとする。
- ④ 企画提案書等を提出するにあたり他者の協力を得た場合は、その旨を明記すること。
- ⑤ 電子メール等の通信事故については、市はいかなる責任も負わない。

16 書類提出・問い合わせ先

糸島市 生活環境部 環境施設課 施設建設係（担当：池田）

糸島市クリーンセンター

〒819-1325 福岡県糸島市志摩西貝塚122番地

電話番号 092-327-0111

ファックス番号 092-327-4884

E-mail kurin@city.itoshima.lg.jp

評価基準

別表1 事業者及び担当者に関する評価

項目		事項	配点
事業者に対する評価	同種業務実績	A 同種業務の合計実績が15件以上 B 同種業務の合計実績が9件 C 同種業務の合計実績が3件	10
	担当技術者数	A 担当技術者が5人以上 B 担当技術者が4人 C 担当技術者が3人	10
担当技術者に対する評価	同種業務実績	A 同種業務の実績が3件以上 B 同種業務の実績が2件 C 同種業務の実績が1件以下	5
	現従事業務量	A 現従事業務の件数が5件以下 B 現従事業務の件数が6件以上10件未満 C 現従事業務の件数が10件以上	5
評価点数小計（ア）			30

注記

- 1 評点は、配点に評価係数（A＝1.0、B＝0.6、C＝0.2）を乗じたものとする。
- 2 同種業務とは、平成28年度から令和7年度までに地方公共団体等が発注したエネルギー回収型廃棄物処理施設に係る施設整備基本計画策定業務、PFI等導入可能性調査業務、生活環境影響調査業務をそれぞれ元請として受託したものとする。
- 3 同種業務の実績は、発電設備を有するものかつ施設規模が100トン/日以上のものであるものとする。
- 4 担当技術者に係る同種業務実績及び現従事業務は、テクリスの業務実績データ（技術者データ）に記載されているものとする。
- 5 担当技術者の実績及び業務量は、平均値（小数点以下切上げ）を使用する。

別表2 金額に関する評価

項目	事項	配点
提案金額	配点×全参加者中最低見積金額／当該参加者見積金額	15
評価点数小計（イ）		15

注記

提案金額の計算によって算出された評点は、小数点以下を切上げる。

別表3 提案内容の評価

項目		事項	配点
特定テーマ1	的確性	課題に対する的確な提案となっているか。	5
	実現性	具体的かつ実用的な提案となっているか。	5
	独創性	提案事業者の強みや独創的な視点が含まれた提案となっているか。	5
特定テーマ2	的確性	課題に対する的確な提案となっているか。	5
	実現性	具体的かつ実用的な提案となっているか。	5
	独創性	提案事業者の強みや独創的な視点が含まれた提案となっているか。	5
特定テーマ3	的確性	課題に対する的確な提案となっているか。	5
	実現性	具体的かつ実用的な提案となっているか。	5
	独創性	提案事業者の強みや独創的な視点が含まれた提案となっているか。	5
プレゼン	説明能力	説明のわかりやすさ、的確性。専門知識や技術力の豊かさが感じられるか。	5
	質疑応答	質問内容を的確に把握して、わかりやすく適正な回答がなされているか。	5
評価点数小計（ウ）			55

注記

評点は、評価係数（A（非常に満足できる）＝1.0、B（おおむね満足できる）＝0.8、C（平均的）＝0.6、D（やや不満足である）＝0.4、E（不満足である）＝0.2）を乗じたものとする。